

「しんとう安全・安心メール」サービスの運用開始について

防災・防犯情報や行政情報のメール配信を開始します

「しんとう安全・安心メール」サービスの運用を平成24年3月16日(金)午後2時から開始します。

「しんとう安全・安心メール」とは、電子メールを使って利用者の携帯電話やパソコン等に防災・防犯情報や行政情報等をお伝えするメール配信サービスです。

広報誌や防災行政無線・ホームページといったこれまでの情報提供手段に加え電子メールで情報の配信を行うことにより、積極的に情報提供することができ、登録された皆様へのサービスの向上と安全・安心な村づくりに寄与することを目的としています。

配信内容は、防災情報、防犯情報、火災情報、行政情報、地域ふれあい情報について配信を行います。

登録を希望される方は、榛東村のホームページ又は携帯電話から登録できますので利用規約に同意後、配信を希望される項目を選択し登録を行ってください。

○登録方法

1. 登録は、携帯電話やパソコン等のインターネットに接続できる機器から登録できます。
携帯電話やパソコン等から ml.shinto@e-park.ne.jp へ空メールを送信してください。
なお、QRコード対応機種については、右のQRコードを読み取り、表示されるメールアドレスに空メールを送信してください。
2. 折り返し「仮登録受付完了」メールが届きます。
3. メールを開くと本登録用のアドレスが記載されていますので、クリックして登録画面に接続してください。
4. 登録画面で利用規約をご確認いただき、同意のうえ、配信を希望する項目を選択し登録してください。
5. 「本登録完了メール」が届き、登録完了となります。



▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線254)へ

住民異動届について

異動の届け出は14日以内に

○異動後、早めの届け出を

住所が変わった時や、世帯に変更があった時は、村に住民異動届の提出が必要です。異動した日、または世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。届け出が1年以上遅れると5万円以下の過料の対象となります。また、転出届は異動する予定日の2週間前を目安に提出できます。住民異動の届け出は、役場1階住民生活課へお願いします。

○住民の権利を失わないために適正な届け出を

住民票を残したままでその場所に住んでいないことが分かったときは、村の職権で住民票を消除します。住民票が消除されると村の各種サービスが受けられなくなるなど、村民としての権利がなくなってしまいます。本村に引っ越してきた後、転入届を出さない場合も住民としての権利は守られません。必ず適正な届け出を行ってください。

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

届け出は原則として異動者本人が行ってください。世帯主か世帯員(同居人を除く)も届け出はできますが、親権者の届け出が必要な場合もあります。同居人や世帯員以外の代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。

■転入・転出届…村内あるいは村外に引っ越しをしたとき

■転居届…村内で引っ越しをしたとき

■世帯主変更届…世帯主の変更や世帯を分離合併したとき

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線123)へ

4月から外来受診の窓口負担を軽減します

○外来受診でも限度額適用認定証が使えます

平成24年4月から、入院受診のほかに外来受診でも「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が医療機関等で使用できるようになります。認定証を使用した場合、同一の医療機関等で支払う医療費の月額が次の自己負担限度額までになります。認定証の交付を受けていない国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、4月以降に高額な医療費を支払う必要がある方は、健康・保険課で認定証の交付を受けてください。

なお、すでに認定証の交付を受けている方は、お手持ちの認定証が4月以降の外来受診でも使用できるので、新たに認定証の交付を受ける必要はありません。

また、70歳～74歳の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者のうち、所得区分が「現役並み所得者」または「一般」に該当する方は、認定証の交付を受ける必要はありません。お使いの被保険者証(国民健康保険被保険者はあわせて高齢受給者証)のみで4月以降に同一医療機関等で支払う医療費の月額は自己負担限度額までになります。

○自己負担限度額(月額)

■70歳未満の国保被保険者

所得区分	基準	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降 ^{※3}
上位所得者	基礎控除後の所得が600万円を超える世帯	150,000円+1% ^{※1}	83,400円
一般	上位所得者と非課税以外の世帯	80,100円+1% ^{※2}	44,400円
非課税	市町村民税非課税世帯	35,400円	24,600円

■70歳～74歳の国保被保険者または後期高齢者医療被保険者

所得区分	負担割合 (窓口負担)	自己負担限度額	
		外来個人	入院世帯
所得区分の基準			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+1% ^{※2} (44,400円 ^{※3})
		同じ世帯の70歳以上の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、住民税課税所得が145万円以上の人 ^{※4} が1人でもいる世帯の人。(ただし、申請による「一般」該当者を除く)	
一般	2割 (1割) ^{※4} または 1割	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
		国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が市町村民税非課税の人。	
低所得Ⅰ		8,000円	15,000円
国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が市町村民税非課税で、その世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる人。			

※1 医療費から500,000円を差し引いた額の1%

※2 医療費から267,000円を差し引いた額の1%

※3 過去12カ月内に4回以上の高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降の自己負担限度額が減額されます

※4 国民健康保険被保険者は、負担割合は1割分を国が負担しますので、実際の窓口負担は1割になります

○認定証の交付申請方法

認定証の交付を希望する方は、事前に所得区分を確認のうえ、国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印かん、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書を持って健康・保険課で交付申請をしてください。ただし、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の納付状況により、認定証の交付ができないことがあります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141または143)へ

国民健康保険 加入・脱退の届け出は14日以内に

○国民健康保険制度について

日本では、誰もが安心して医療機関等で受診ができるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または1年未満の在留期間の外国籍の方を除き、すべての方が加入することになります。

○こんなときは14日以内に必ず届け出を

職場の健康保険に加入したときや脱退したとき、または住所、氏名、世帯主変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康・保険課まで届け出をしてください。なお、職場を退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場などから健康・保険課に届け出はありません。必ず世帯主またはご自身による届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険の加入	他の市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書(該当者のみ)
	職場の健康保険を離脱したとき、またはその扶養家族でなくなったとき	印かん、社会保険離脱証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	1年以上の在留期間のある外国人	印かん、パスポート、外国人登録証明書
国民健康保険の脱退	他の市区町村に転出するとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき	印かん、国保被保険者証、職場の健康保険証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	死亡したとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保護開始決定通知書、国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	在留期間が満了した外国人	印かん、国保被保険者証、外国人登録証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、国保被保険者証、年金証書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)
	被保険者証を紛失・破損したとき	印かん、破損した国保被保険者証、運転免許証など顔写真付きの身分証明書
	修学のため他の市区町村に転出したとき	印かん、国保被保険者証、在学証明書

※上記の届け出には年金手帳が必要になる場合がありますので、あわせて持参してください

○国民健康保険の加入または脱退の届け出が遅れると

国民健康保険の加入の届け出が遅れた場合、被保険者証がないため、その間に医療機関等で受診したときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

国民健康保険の脱退の届け出が遅れたときで、国民健康保険の資格がなくなったあとに国民健康保険を使って医療機関等で受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

福祉医療費受給資格者証の届け出もお忘れなく

○こんなときは必ず届け出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。次の表に該当する変更などがあった場合は、必要なものを持参のうえ健康・保険課まで必ず届け出をしてください。



○福祉医療費受給資格者証の裏面をお読みください

有効期限が切れた受給資格者証や資格喪失した受給資格者証は使用することができませんので、必ず健康・保険課まで返却してください。また、福祉医療費受給資格者証の使用上の注意は、受給資格者証の裏面に記載がありますので、必ずお読みください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
資格変更	加入している健康保険が変わったとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証
	村内で住所が変わったとき	
	氏名または世帯主が変わったとき	
資格喪失	村外へ転出するとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)
	死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)、保護開始決定通知書
その他	福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき	印かん、運転免許証などの身分証明書、福祉医療費受給資格者証(破損のとき)
	交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき	福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証、交通事故証明書等

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ

悪臭防止法に基づく規制地域の指定について

平成24年4月1日から、村内全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されます。このことにより、悪臭防止法第3条の規定による事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制されます。なお、規制の方法は臭気指数規制であり、規制の対象となる指数は村内全域「21」となります。

■悪臭防止法とは

工場やその他の事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境の保全と国民の健康の保護に資することを目的とする法律です。

■臭気指数規制とは

様々なにおいを人間の嗅覚によって数値化し、その値に基づいて規制する方法です。

■臭気指数とは

においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気(水の場合は無臭の水)で薄めたときの希釈倍率から求めた値です。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成24年2月の放射線量の値は次のとおりです。

○基準値

0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

○測定値について

12月の測定以前は、群馬県立県民健康科学大学における測定機器の比較実験により得た測定値の補正方法を採用しておりました。しかし、当初より空間線量率が下がった場所がみられること、また、平成23年12月27日に環境省が「廃棄物関係ガイドライン」(※1)を公表したことなどの理由により、本村においても当該ガイドラインに示される補正方法を採用することとなりました。それに伴い、村所有の測定機器と群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(※2)との比較実験を改めて行い、当該実験結果により測定値の補正方法の変更を行いました。但し、本補正方法において用いている補正係数(※3)は、ひとつであり、あらゆるレベルの空間線量率(※4)に対応させることは困難です。そのため、下の一覧表に示される測定値は、昨年12月の測定値と比べて高めに評価されている場所もあります。なお、測定値の補正方法の変更に際しましては、同大学大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の助言を受けております。

測定機器：ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)

※1 「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)

※2 日立アロカメディカル株式会社製TCS-171B(現在最も測定精度が高いと評価されている測定機器)

※3 補正係数：測定機器毎にそれぞれ特性があるため、その特性による測定値の誤差を校正するための係数

※4 今回のような測定環境の場合、線量率が低いほど補正係数が大きく、線量率が高いほど補正係数は小さくなる。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	2月9日	13:54	役場・保健相談センター	新井790-1	0.119	0.096	0.086	晴れ	東側駐車場中央付近
2	2月9日	14:38	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.109	0.090	0.082	晴れ	敷地中央付近
3	2月9日	9:56	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.080	0.072	0.067	晴れ	園庭中央付近
4	2月9日	11:02	北部保育園	長岡1109	0.115	0.098	0.078	晴れ	園庭中央付近
5	2月6日	9:49	南部保育園	広馬場1763-1	0.115	0.095	0.089	晴れ	園庭中央付近
6	2月9日	14:17	南部第2学童	広馬場1156-1	0.101	0.090	0.077	晴れ	敷地中央付近
7	2月9日	10:41	児童館	長岡1404-1	0.091	0.083	0.091	晴れ	園庭中央付近
8	2月6日	10:55	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.056	0.058	0.054	曇り	駐輪場中央付近
9	2月6日	10:39	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.062	0.056	0.059	曇り	グラウンド中央付近
10	2月9日	11:31	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.083	0.066	0.075	晴れ	グラウンド中央付近
11	2月9日	9:04	南小学校	広馬場1142	0.036	0.036	0.040	晴れ	グラウンド中央付近
12	2月9日	10:16	北幼稚園	山子田1322-1	0.110	0.085	0.081	晴れ	園庭中央付近
13	2月6日	10:12	南幼稚園	広馬場1143-1	0.110	0.115	0.099	曇り	園庭中央付近
14	2月9日	9:27	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.107	0.104	0.095	晴れ	正面駐車場中央付近
15	2月6日	9:05	総合グラウンド	山子田2037	0.103	0.114	0.110	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

産業振興課よりお知らせ

市民農園を貸し出します

市民農園は、自然に親しみ農業に対する理解を深めていただくとともに、人と人とのふれあいによる交流の場として、利用していただく施設です。このたび、市民農園の新規使用者を募集します。野菜づくりで汗を流し、収穫の喜びを味わってみませんか？

■場所…新井地区(北原)・広馬場地区(宮室)

■募集区画数…北原地区15区画 宮室地区5区画

■面積…50㎡から

■使用料…年額5,000円から

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

最近、狂犬病予防注射の接種率が低下する傾向が認められますが、犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成24年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

月日	場所	時間
5月11日(金)	5区コミセン	9:00 ~ 9:30
	1区コミセン	9:45 ~ 10:15
	3区コミセン	10:30 ~ 11:00
	7区コミセン	11:15 ~ 11:45
	12区コミセン	13:00 ~ 13:30
	9区コミセン	13:45 ~ 14:15
	中央公民館東駐車場	14:30 ~ 15:00
5月12日(土)	10区コミセン	9:00 ~ 9:30
	北原ふれあい農園	9:45 ~ 10:15
	南部コミセン	10:30 ~ 12:00
	下ノ前集会所	13:00 ~ 13:30
	旧広馬場ゲートボール場	13:45 ~ 14:15
	13区コミセン	14:30 ~ 15:00
6月15日(金)	3区コミセン	9:00 ~ 9:30
	中央公民館東駐車場	9:40 ~ 10:10
	北原ふれあい農園	10:20 ~ 10:50
	南部コミセン	11:00 ~ 11:30
	旧広馬場ゲートボール場	11:40 ~ 12:10

■料 金

	平成7年度以降 登録済の犬	未登録の犬
新規登録料	—	3,000円
注射料金	3,300円	3,300円
合 計	3,300円	6,300円

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月中旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。4月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる可能性があります。
 - ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
 - ③飼い犬の所有状況に変動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
 - ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。また、飼い犬が行方不明になった場合は、住民生活課または渋川保健福祉事務所(☎22-4166)へ必ず連絡してください。
 - ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、渋川保健福祉事務所へ連れて行ってください※。どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により30万円以下の罰則の対象となります。
- ※渋川保健福祉事務所の犬の受け入れ(毎月第2・4火曜日 午前9時~10時 印鑑・手数料持参)
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

福祉タクシー利用助成制度

利用券の平成24年度申請の受付を始めます

平成23年度中に支給されたタクシー利用券は、平成24年3月31日が有効期限となります。4月1日以降のタクシー利用券については、再度申請が必要となります。

■対象…次のいずれかに該当するもの(世帯内に自動車を有し、かつ運転できる方がいる場合は該当になりません。)

- ①70歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②児童を養育する母子家庭の世帯
 - ③児童を養育する父子家庭の世帯
 - ④父母のいない児童を養育している世帯
 - ⑤身体障害者手帳1~3級
 - ⑥療育手帳A判定
 - ⑦精神障害者保健福祉手帳1級
 - ⑧その他村長が必要と認める者
- ※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

なお、上記にあてはまらなかった場合でも、病院などに出かけるための交通手段がない場合については、役場子育て・長寿支援課へご相談ください。

■申請方法…所定の申請書に必要事項を記入・押印し、地元の民生委員に署名をもらった上で、子育て・長寿支援課へ申請してください。

■利用券…申請月から平成25年3月までの分をまとめて支給します。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

広報および封筒への広告の掲載について

広告を募集します

新たな財源の確保を目的として、広報しんとうと村が使用する封筒に掲載する広告を募集します。

○広報しんとうへの広告掲載

■広報しんとうの発行概要

- ・体裁 A4版右綴じ 2色刷(シアン) 表紙と裏表紙のみカラー 12～16ページ(発行月により異なる)
- ・発行 月1回 毎月第3金曜日発行 5,100部 村内へ毎戸配布
- ・広告掲載位置 裏表紙の裏面(6枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 1枠あたり縦44mm×横91mm ・料金 1月あたり村内事業者2,000円、村外事業者3,000円
- ※掲載期間は1年間(12回分)を上限とします。

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、原則として発行月の1カ月前までにお申し込みください。申込受付後、審査を行い掲載の可否を決定し、申込者へお知らせいたします。また、枠が埋まり次第申込受付を締め切ります。広告掲載位置は、申し込み順により決定します。

○封筒への広告掲載

■封筒の発行概要

- ・体裁 日本工業規格で規定する長形3号封筒
- ・部数 29,000枚以上 村が文書等を発送する際に使用します
- ・広告掲載位置 封筒裏面(5枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 縦30mm×横90mm ・料金 30,000円

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、平成24年3月31日までにお申し込みください。申込者多数の場合は、抽選により広告主を決定します。また、広告掲載位置についても抽選で決定します。

○共通事項

■掲載できる広告

村の公共団体としての品位、公共性および公益性を妨げるような広告は掲載することができません。

■広告の原稿

原稿は広告主が作成し、村が指定する期日までに提出してください。

■広告主の責任

広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うこととします。

■広告掲載契約

広告掲載が決定した場合、広告掲載契約を締結します。契約締結に係る費用(収入印紙)は広告主の負担となります。

■広告掲載料の支払

広告の掲載が決定した場合、広告掲載料の納付書をお送りします。必ず納付書に記載された期日までに広告掲載料をお支払いください。

■広告掲載の中止

広告掲載が決定した後であっても、広告主が各要綱および契約に違反したときや指定した期日までに広告掲載料の支払いが行われない場合などは、広告の掲載を中止する場合があります。

■その他

榛東村ホームページにそれぞれの広告掲載申込書と要綱を掲載しています。詳しい内容は要綱をご覧ください。また、榛東村ホームページに掲載するバナー広告も随時募集しています。

榛東村ホームページ <http://www.vill.shinto.gunma.jp>

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線256)へ

榛東村スポーツ少年団の団員を募集します

- 入団できる方 榛東村に住んでいる小学生(剣道・柔道・空手のみ中学生も可)
- 申込期間 平成24年3月1日～平成24年3月31日まで
(4月以降も申し込めますが、県登録の手続きがあるため極力、期間内に申込みをお願いします。)
- 申込場所 各団の練習場所で受け付けます。(保護者の方と一緒に来てください。
・申込書に記入の上、入団費を添えて持参ください。
※教育委員会では受け付けませんので、ご注意ください。
- 入団費 1人：2,000円
・入団費は県登録料、安全保険料、団体運営費等に使われます。
・団によっては入団費の他に運営費を集めています。
・団を移る場合は、再度、入団費を納めていただきます。
※退団する場合、納めていただいた入団費は、お返ししませんのでご了承ください。
- その他 入団は1人、1団(1種目)です。
現在、入団している方も再度、申込みをしてください。(県登録、安全保険の更新の期間が1年のため)

団名	練習日	練習時間	練習場所	入団できる学年
北野球	土・日曜日 祝日	9:00～17:00	北小校庭	新小1年生～6年 男・女 (1～3年生・オレンジボール)
南野球	土・日曜日 祝日	8:00～	南小校庭	新小1年生～6年 男・女
	火・木曜日	放課後		
サッカー	火曜日	1～3年 19:00～20:30	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
		4～6年 19:00～21:00		
	土・日曜日	8:30～11:30	南部公園 (南部コミセン隣り)	
硬式テニス	土・日曜日	8:00～10:00	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
ソフトテニス	火・木曜日	18:30～20:30	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
	土曜日	10:00～12:00		
ミニバス	火・木曜日	17:30～20:30	北小体育館	新小1年生～6年 男・女
	土・日曜日(月2回程度)	9:00～12:00	アリーナ・北小体育館	
バレーボール	月・水曜日 (土日練習試合あり)	6:30～8:30	北小体育館	新小1年生～6年 男
剣道	火・金曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
柔道	火・木曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
空手	金曜日	18:30～20:30	北小体育館	新小1年生～中3年 男・女
	第1・3月曜日		南小体育館	
卓球	火・金曜日	18:30～20:30	アリーナ(多目的室)	新小1年生～6年 男・女 (6年生のみ経験者)

※都合により練習会場が変更になる場合があります。

▶お問い合わせは、教育委員会事務局(☎54-2211 内線213)へ

基地・財政課よりお知らせです

箕郷～渋川駅線のバス事業者が変わります。

平成24年4月1日から、箕郷～渋川駅線の事業者が現在の群北第一交通(株)から(株)群馬バスに変わります。この路線は、関係市町村(高崎市・榛東村・吉岡町・渋川市)が運行費の一部を負担し、廃止路線バスの代替としてバス事業者に委託しているものです。平成23年度をもって群北第一交通(株)が事業を撤退するため、関係市町村で引継ぎ事業者の選定を行った結果、(株)群馬バスに選定されました。なお、時刻や運賃、停留所の位置について変更はありません。また、通勤や通学定期券についても、現在のものが引き続き使用することができます。



▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線241)または(株)群馬バス(☎027-371-8588)へ